



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

579	平成23年度和歌山県Webメールシステム貸貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課)	..... 1
580	平成23年度和歌山県インターネットサーバ整備及び貸貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	( " )	..... 3
581	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)	..... 5
582	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)	..... 6
583	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	( " )	..... 6
584	"	( " )	..... 7
585	"	( " )	..... 7
586	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	( " )	..... 7
587	"	( " )	..... 7
588	"	( " )	..... 8
589	"	( " )	..... 8
590	山田ダム土地改良区の山田ダム管理規程の認可	(農業農村整備課)	..... 8
591	県営土地改良事業計画の決定	( " )	..... 8
592	漁船損害等補償法等の規定による加入区についての同意を求めるための事前届出	(資源管理課)	..... 9
593	"	( " )	..... 9
594	和歌山都市計画道路事業の事業計画の認可	(道路建設課)	..... 10
595	"	( " )	..... 10
596	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	..... 10
597	由良港臨港地区の指定	(港湾空港振興課)	..... 12
598	由良港臨港地区内における分区の指定	( " )	..... 12

○ 教育委員会告示

*4	和歌山県教育委員会表彰規程(昭和42年和歌山県教育委員会告示第15号)の一部改正	..... 13
----	--	----------

○ 内水面漁場管理委員会指示

1	漁業法の規定によるコイの持ち出し及び放流等の禁止等	..... 13
---	---------------------------	----------

○ 公告

	入札公告	(情報政策課)	..... 13
	"	( " )	..... 16

## 告 示

和歌山県告示第579号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成23年度和歌山県Webメールシステム貸貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資

格審査の申請方法等を次のように定める。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 業務内容

平成23年度和歌山県Webメールシステム賃貸借

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書または白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成23年5月20日（金）から同月30日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年6月2日（木）午後4時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成23年5月30日（月）午前10時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成23年6月3日（金）から同月7日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成23年6月7日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 2の（1）のロに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足するものを提出した者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成23年6月10日（金）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成23年6月20日（月）午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成23年6月24日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

---

**和歌山県告示第580号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成23年度和歌山県インターネットサーバ整備及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 業務内容

平成23年度和歌山県インターネットサーバ整備及び賃貸借

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）でないとき。

(ア) 競争入札資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書

(オ) 使用印鑑届

(カ) 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人に

あっては青色申告書又は白色申告書の写し)

- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 和歌山県が課する県税全税目
  - c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

イ コンソーシアムとして申請するとき。

次の（イ）から（ケ）までについては、構成員毎に提出すること。

(ア) 競争入札資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 構成員が法人である場合にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書

(オ) 使用印鑑届

(カ) 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 和歌山県が課する県税全税目
- c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）、委任状（コンソーシアム代表者）

(コ) 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(サ) コンソーシアム協定書

(2) (1) のアの（イ）から（エ）まで、（カ）から（ク）に掲げる申請書類並びにイの（イ）から（エ）まで、（カ）から（ク）に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のアの（ア）、（イ）、（オ）、（ク）及び（ケ）に掲げる申請書類並びにイの（ア）、（イ）、（オ）、（ク）、（ケ）及び（サ）に掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成23年5月20日（金）から同月30日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年6月2日（木）午後5時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して電子メール（e0204007@pref.wakayama.lg.jp）により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

## (2) 日時

平成23年5月30日（月）午後1時から

## 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成23年6月3日（金）から同月7日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

## 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクリミ番号 073-428-1136

## 6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

## 7 一般競争入札参加者の資格

(1) この一般競争入札に参加することができる者は、平成23年6月7日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

オ 2の(1)のアの(コ)及びイの(コ)に掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足するものを提出した者であること。

(2) コンソーシアムとして参加する場合は、(1)のオからエまでについては各構成員のすべてが要件を満たし、(1)のオについてはコンソーシアムとして要件を満たしていること。

## 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成23年6月10日（金）までに通知する。

## 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成23年6月20日（月）午後4時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成23年6月24日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

---

**和歌山県告示第581号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成23年7月4日まで縦覧に供する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成23年5月2日

## 2 名称

特定非営利活動法人にこにこのうえん

## 3 代表者の氏名

吉川誠人

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市中之島950番地の17

## 5 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、環境保全型農業の実践や普及、生産者による生産物の加工・販売（農業の6次産業化）により、「安心して食べられる食物の提供と充実」を図るとともに、「農」の持つ多面的な機能を活用し、「青少年の健全育成」や、「社会参加支援活動」等に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第582号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012505016	高瀬会第2訪問介護ステーション	東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	平成 23.4.1
3012510024	高瀬会訪問介護ステーション	東牟婁郡古座川町高瀬406番地	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	平成 23.4.1
3011800046	岩出市社会福祉協議会	岩出市金池92番地	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人岩出市社会福祉協議会	岩出市金池92番地	平成 23.4.1
3010100430	ホームヘルプセンターつわぶき	和歌山市西庄1107-451	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人つわぶき会	和歌山市和田1283-2	平成 23.3.31

## 和歌山県告示第583号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120842	ヘルパーステーションいわき	和歌山市善明寺508番地の41	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	合同会社いわき	和歌山市善明寺508番地の41	平成 23.5.1	平成 29.4.30
3012300426	ケアセンターおたっしや倶楽部新宮事務所	新宮市蜂伏12番地の17	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782番地	平成 23.5.1	平成 29.4.30
3010120859	訪問介護センターやわ	和歌山市今福五丁目1番1号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者	有限会社さくらケアセ	和歌山市今福五丁目1番1号	平成 23.5.1	平成 29.4.30

	らぎ		護	精神障害者 障害児	ンター			
3010120 867	すみれ訪問 介護事業所	和歌山市堀止南 ノ丁3番29号	居宅介護 重度訪問介 護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	医療法人療 明会	和歌山市堀止南 ノ丁4番11号	平成 23.5.1	平成 29.4.30

## 和歌山県告示第584号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3020120 873	ケアホーム どんぐり	和歌山市中之島 684	共同生活介 護・共同生 活援助	知的障害者 精神障害者	社会福祉法 人檉の木福 社会	和歌山市手平6 丁目112-3	平成 23.5.1	平成 29.4.30

## 和歌山県告示第585号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3021610 153	ホーム水尻	有田郡有田川町 水尻1187-5	共同生活介 護・共同生 活援助	知的障害者 精神障害者 身体障害者	社会福祉法 人きびコス モス会	有田郡有田川町 庄1040-6	平成 23.5.1	平成 29.4.30

## 和歌山県告示第586号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3010120 792	めばえ	生活介護・ 就労継続支 援B型	事業所の名称	めばえ	多機能型事業所めばえ	平成 23.4.1

## 和歌山県告示第587号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3011610130	夢おれんじ	生活介護	事業所の名称	夢おれんじ	生活介護事業所夢おれんじ	平成23.4.1

**和歌山県告示第588号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3012125039	あおぎ園	生活介護 就労継続支援B型	事業所の名称	あおぎ園	作業所あおぎ園	平成23.4.1

**和歌山県告示第589号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3012500066	ふくいくの園	生活介護	事業所の名称	ふくいくの園	生活介護事業所ふくいくの園	平成23.4.1

**和歌山県告示第590号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、山田ダム土地改良区の山田ダム管理規程を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

山田ダム管理規程の概要

- 1 貯水、取水又は放流に関する事項
- 2 ゲートの操作に関する事項
- 3 点検及び整備に関する事項
- 4 緊急事態における措置に関する事項
- 5 観測及び測定等に関する事項

**和歌山県告示第591号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業北勢田大池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して

15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成23年5月23日から平成23年6月17日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、紀の川市農林商工部農地課

**和歌山県告示第592号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同施行令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
和歌山市新和歌浦4-1 藪豊 和歌山市和歌浦東2-5-12 藪善次 和歌山市新和歌浦6-17 藪幸介	和歌浦加入区	和歌浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成23年5月20日から平成23年6月3日まで

(2) 縦覧場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

和歌山県漁船保険組合

和歌浦漁業協同組合事務所

**和歌山県告示第593号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同施行令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
東牟婁郡那智勝浦町大字天満1670 清水久 東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮243-3 清水正之	那智加入区	和歌山東漁業協同組合

東牟婁郡那智勝浦町大字川関128-15 漁野義則		
-----------------------------	--	--

## 2 指定漁船調書の縦覧

### (1) 縦覧期間

平成23年5月20日から平成23年6月3日まで

### (2) 縦覧場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

和歌山県漁船保険組合

和歌山東漁業協同組合那智支所事務所

## 和歌山県告示第594号

和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成23年5月6日付け国近整計管和都業第1-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業 3・2・5号松島本渡線

### 2 施行者の名称 和歌山県

### 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

### 4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第595号

和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成23年5月6日付け国近整計管和都業第2-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業 3・2・6号南港山東線

### 2 施行者の名称 和歌山県

### 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

### 4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第596号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 竹原1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に

囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

## 標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	北山村	竹原	下 <sub>ニ</sub> 地	384番1	
2号	〃	〃	〃	里山	643番1	
3号	〃	〃	〃	〃	643番1	
4号	〃	〃	〃	〃	644番2	
5号	〃	〃	〃	下 <sub>ニ</sub> 地	344番2	
6号	〃	〃	〃	〃	362番1	

## 2 常渡9 (1) 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

## 標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	太地町	太地	西大長井	2892番1	
2号	〃	〃	〃	〃	2892番1	
3号	〃	〃	〃	〃	2900番	
4号	〃	〃	〃	〃	2899番	

## 3 常渡9 (2) 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱6号と標柱7号を結ぶ線は県道梶取崎線との官民境界（一部太地町との境界を含む。）とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

## 標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	太地町	太地	西大長井	2900番	
2号	〃	〃	〃	東大長井	2970番2	
3号	〃	〃	〃	〃	2970番2	
4号	〃	〃	〃	〃	2970番	
5号	〃	〃	〃	〃	2975番	
6号	〃	〃	〃	暖海	4209番3	
7号	〃	〃	〃	東大長井	2983番3	

## 4 的場地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱2号と標柱3号を結ぶ線は町道南大居3号線との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

## 標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	那智勝浦町	南大居	内 <sub>ニ</sub> 地	1079番1	

2号	〃	〃	〃	〃	1076番1	
3号	〃	〃	〃	〃	1071番1	
4号	〃	〃	〃	〃	1070番	
5号	〃	〃	〃	〃	1056番1	

## 5 三輪崎地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱5号と標柱6号を結ぶ線は官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

## 標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	新宮市		三輪崎	上野	1497番1	
2号	〃		〃	〃	1499番	
3号	〃		〃	〃	1495番	
4号	〃		〃	宮ノ前	782番1	
5号	〃		〃	〃	782番1	
6号	〃		〃	上野	1494番1	
7号	〃		〃	〃	1496番1	

## 和歌山県告示第597号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、由良港臨港地区の範囲を次のとおり定める。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び日高振興局建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年5月20日

由良港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	区 域	面 積
由良港臨港地区	日高郡由良町大字神谷並びに日高町大字志賀及び方杭の一部（別図に示す区域）	約3.4ha

## 和歌山県告示第598号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、由良港臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び日高振興局建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年5月20日

由良港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

分 区	区 域	面 積
商港区	日高郡由良町大字吹井及び江ノ駒の一部（別図に示す区域）	約1.3ha
漁港区	日高郡由良町大字神谷、網代及び阿戸並びに日高町大字志賀及び方杭の一部（別図に示す区域）	約4.1ha

## 教育委員会告示

### 和歌山県教育委員会告示第4号

和歌山県教育委員会表彰規程（昭和42年和歌山県教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。  
平成23年5月20日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

第2条第2項中「優れた者」の次に「又は団体」を加え、同条第3項中「、県費支弁に係る教職員で」を削り、「もの」を「公立学校教職員又は公立学校及び公立学校教職員で構成するその他の組織」に改める。

附 則

この規程は、平成23年5月20日から施行する。

## 内水面漁場管理委員会指示

### 和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成23年5月20日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥 野 恒太郎

#### 1 指示の内容

##### (1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

##### (2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。

#### 2 指示する期間

平成23年6月2日から平成24年6月1日まで

## 公 告

### 入 札 公 告

平成23年度和歌山県Webメールシステム賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 事業年度

平成23年度

(2) 調達物品の名称

和歌山県Webメールシステム

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 納入期限

平成24年3月31日（土）まで

(6) 履行期間

平成24年4月1日（日）から平成29年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年和歌山県告示第579号に規定する平成23年度和歌山県Webメールシステム賃貸借に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 日時

平成23年5月20日（金）から同月30日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年6月2日（木）までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成23年5月30日（月）午前10時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成23年6月30日（木）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成23年6月30日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products/services to be purchased:

A supply to affect a Web email system rental contract

(2) Date/time of bidding:

11:00am 30 June 2011 (Deadline for bids submitted by mail: 9:30am 30 June 2011)

(3) Inquiries:

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,

1-2-1 Minato-doricho-kita, Wakayama-shi, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136

## 入札公告

平成23年度和歌山県インターネットサーバ整備及び賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成23年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成23年度

(2) 業務内容

和歌山県インターネットサーバ整備及び賃貸借

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

- (5) 納入期限  
平成24年3月31日（土）まで
- (6) 履行期間  
契約日から平成29年3月31日（金）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成23年和歌山県告示第580号に規定する平成23年度和歌山県インターネットサーバ整備及び賃貸借に係る競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
  - (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号  
和歌山県庁南別館4階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
  - (2) 日時  
平成23年5月20日（金）から同月30日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び日時等
  - (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 場所  
3の（1）に同じ。
    - イ 日時  
3の（2）に同じ。
  - (2) （1）の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年6月2日（火）までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して電子メール（e0204007@pref.wakayama.lg.jp）により行うものとする。
- 5 事業説明会の場所及び日時
  - (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
  - (2) 日時  
平成23年5月30日（月）午後1時から
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
  - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 入札場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
    - イ 入札日時  
平成23年6月30日（木）午後2時から
    - ウ 開札場所  
アに同じ。
    - エ 開札日時  
イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成23年6月30日（木）午前11時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products/services to be purchased:

Installation of Internet Server System; leasing of servers, etc.

(2) Date/time of bidding:

2:00pm 30 June 2011 (Deadline for bids submitted by mail : 11:00am 30 June 2011)

(3) Inquiries:

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,  
1-2-1 Minato-doricho-kita, Wakayama-shi, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136